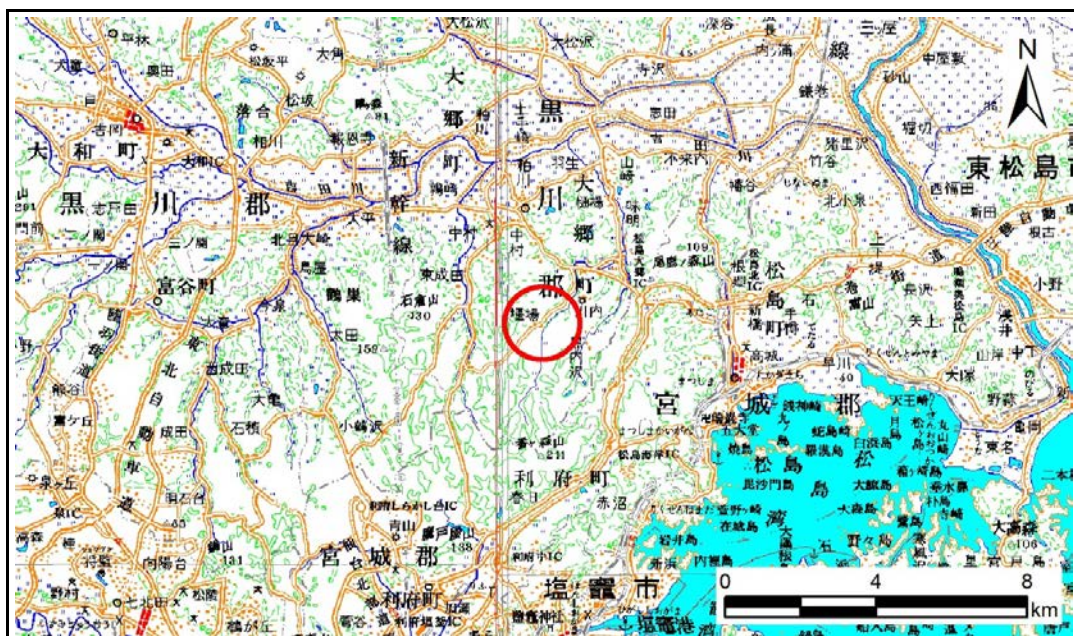


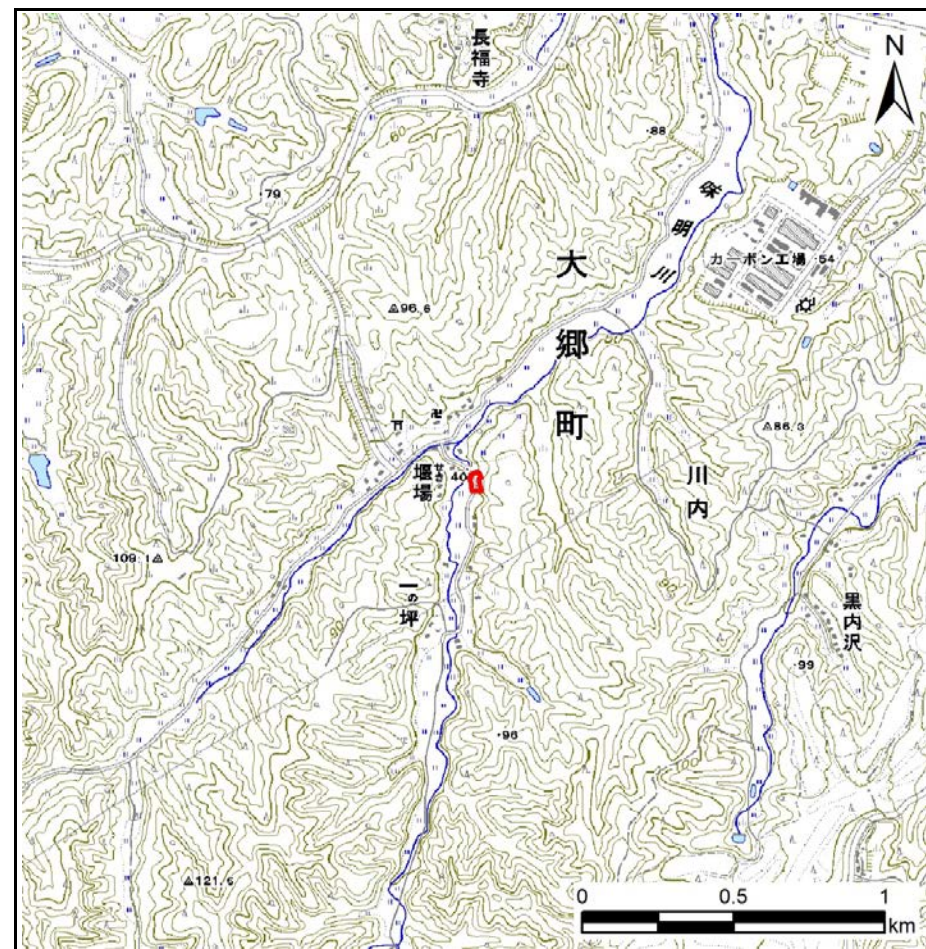
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第54号
告示年月日	平成31年1月18日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-0469(1311000469)
箇所名	下堰場
所在地	黒川郡大郷町川内字下堰場
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平30情複、第437号)

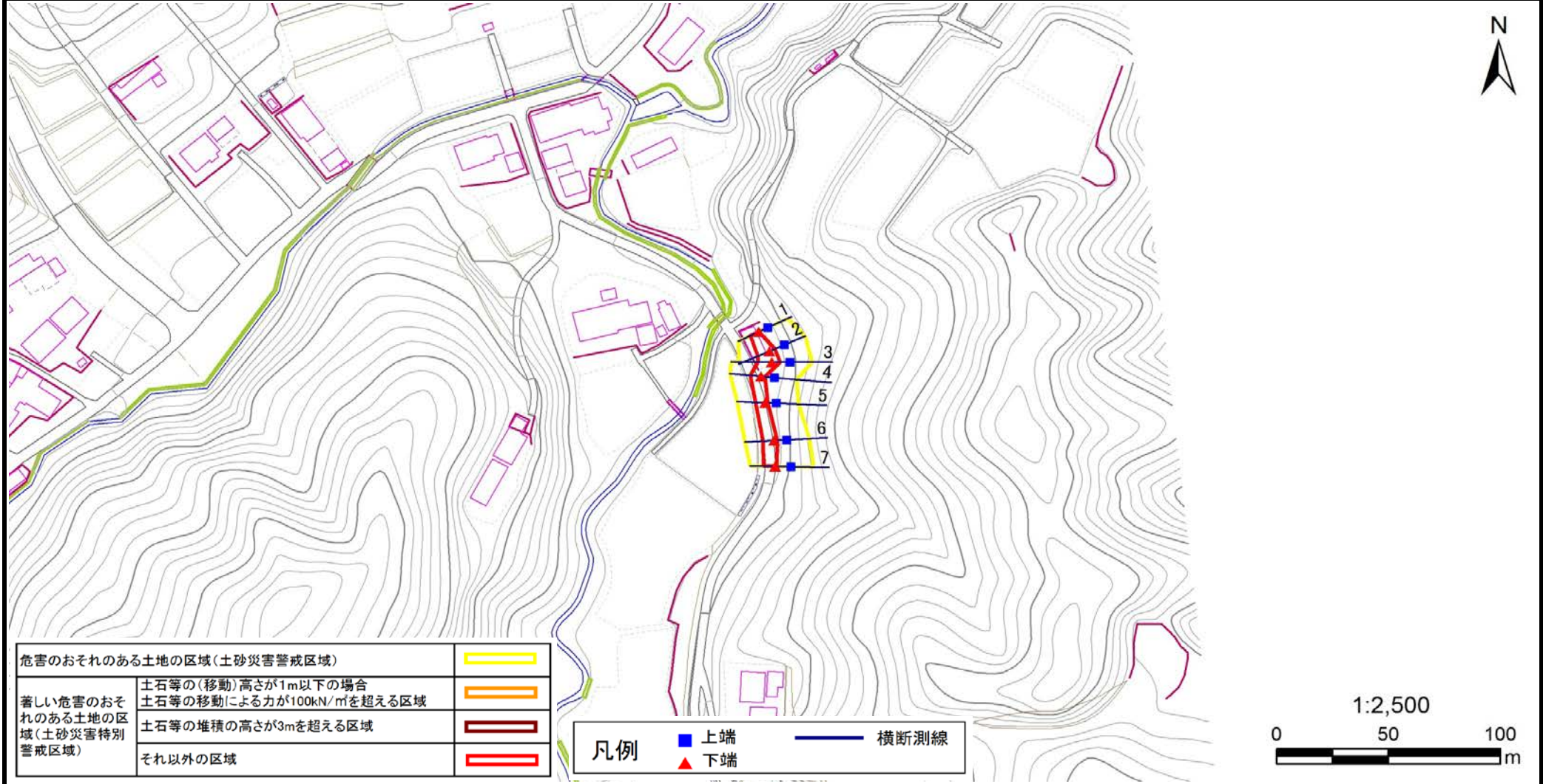
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第54号
告示年月日	平成31年1月18日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0469(1311000469)	箇所名	下堰場	所在地	黒川郡大郷町川内字下堰場
---------	------	----------------------	-----	-----	-----	--------------



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第54号
告示年月日	平成31年1月18日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0469(1311000469)	箇所名	下堰場	所在地	黒川郡大郷町川内字下堰場
---------	------	----------------------	-----	-----	-----	--------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	72.7	1.0	-	-	10.2	2.1	~								
2 ~ 3	-	-	79.7	1.0	-	-	10.3	2.1	~								
3 ~ 4	-	-	79.7	1.0	-	-	10.6	2.1	~								
4 ~ 5	-	-	62.1	1.0	-	-	10.9	2.2	~								
5 ~ 6	-	-	61.3	1.0	-	-	10.9	2.2	~								
6 ~ 7	-	-	64.6	1.0	-	-	10.4	2.1	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								